

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年10月30日（木）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和7年10月30日（木）午後2時17分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
6 番 安藤 利博君 7 番 永徳 省二君 8 番 佐藤 武君
10 番 光成 良充君 12 番 大口 浩志君 14 番 原田 素代君
15 番 金谷 文則君
18 番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
総合政策部長 幸坂 諭志君 総務部長 戸川 邦彦君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 副参事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 令和7年11月行事予定について
2) その他

午後 1 時30分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまより議会運営委員会を開会させていただきます。

初めに、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 今日は議会運営委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

今日の議題につきましては、11月の行事予定、そしてこの10月末でクールビズの期間が切れますので来月からの議会の服装の関係、それからまた議会運営委員会の中でいろいろ議論してお決めいただきたいわけがございますけど、請願に対する扱いのことについて、この後皆さんでお諮りをしていただきまして、いい方向で議会運営ができますように御協議をいただきたいというふうに思います。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項 1 番目、令和 7 年11月行事予定について議会事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、令和 7 年11月議会行事予定（案）を御覧ください。

5 日水曜日及び 6 日木曜日、産業建設常任委員会行政視察です。

7 日金曜日 7 時30分から絆の和あかいわ健康長寿ゴルフコンペ大会があります。また、10時から議会 I C T 推進委員会です。

9 日日曜日13時30分から議会報告会です。

10 日月曜日 9 時30分から赤磐市建設業協会来庁、10時から赤磐地区保護司会懇談会、13時30分から行政視察受入れです。また、13時30分から社会福祉協議会総務部会があり、19時から議会報告会です。

12 日水曜日10時から総務常任委員会、19時から議会報告会です。

13 日木曜日及び14 日金曜日は厚生文教常任委員会行政視察です。また、14 日10時から産業建設常任委員会です。

15 日土曜日13時30分から議会報告会です。

17 日月曜日10時から厚生文教常任委員会です。

18 日火曜日13時30分から議会報告会です。

19 日水曜日10時から備前地区老連ディスコン大会があります。また、13時30分から議会運営委員会、14時30分から議会全員協議会、議会全員協議会終了後、まちづくり調査特別委員会で

す。

23日 日曜日10時から高陽地域老人大学発表会があります。

26日 水曜日日本会議終了後、広報広聴委員会広聴部会です。

説明は以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

御質疑ございましたらお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 11月10日の行政視察の受入れ、エコプラザあかいわへ来られるようになっておるんですけど、これはどなたが受入れをされるのでしょうか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 私と厚生文教常任委員会担当の岡野の2人で対応いたします。

会派の視察ということで、特に議長等にお出ましいただくことにはしておりません。

以上です。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 執行部の方はどなたか出てきていただけるのでしょうか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 執行部は担当課とエコプラザあかいわの職員が同席しまして説明と案内をさせていただくようになります。

以上です。

○委員長（原田素代君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、続いて協議事項2番目、その他について。

まず、議会事務局から議会申合せ事項の一部改正についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 8月25日の議会運営委員会で決定しましたクールビズ期間終了後の服装に係る議会申合せ事項の一部改正について、新旧対照表を作成しております。

タブレットの議会申合せ事項（新旧対照表）を御覧ください。

左側が改正後になります。

10、その他としまして、イ) 本会議に出席するときは、男性は背広にネクタイを着用とし、女性は男性に準じた服装とする。委員会に出席するときは、委員長の判断による。ただし、クールビズ期間中は、背広及びネクタイの着用にこだわらないと改正するものです。御確認をお願いします。

○委員長（原田素代君） このことについて、何か御意見ございませんか。

佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 議場のほうではネクタイを着用していただくようお願いをさせていただいております。委員会ではノーネクタイあるいは議場ではネクタイというようなことにならないように、できれば統一を図っていただけるような御配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（原田素代君） という御意見ですが、どうでしょうか。各常任委員会の委員長はじめ皆さんのほうで御意見がありましたらお願いします。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） いきなりこういう提案がされたと思うんですけれども、当然執行部の対応が決まっていたと思うんですが、通年でクールビズでしたかね。

○委員長（原田素代君） 事務局のほうから確認の御答弁をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 8月には説明しておるんですけれども、執行部が通年でノーネクタイをしていくという中で、従前でしたらクールビズ期間の前後で服装を変えてましたが、議会側としてどういう対応をするかということをこれまで御協議いただいております。それが経過になります。

以上です。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 私はたまたま欠席だったのかなと思うんですけれども、まず委員会も本会議とそろえるというような議長の提案もあったんですけれども、委員会によって委員長の判断によるということであれば委員長の判断がそれぞればらになるということも懸念されるので、もう統一をすべきだなというふうには思いますし、職員がクールビズ対応できてるのに議員がネクタイをするというのは職員も逆に気を遣うんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、これも配慮すべきかなと思います。

本会議についてはこういうふうに背広とネクタイということなんですけれども、委員会については通年のクールビズで私はいいんじゃないかなと思います。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

他の委員のほうからどうぞ。

○委員（安藤利博君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） 執行部のほうも、クールビズといっても何でもいいよということじゃなくて、一応それなりの服装をされてると思うんですよね。我々も多分こういう格好だろうと思うんですけど、私、基本的にはあまりこれ好きじゃないんで、スーツ着てるからにはやっぱりネクタイするのが普通かなと以前から思っていました。これの表現は、だから強制じゃないよということですけど、総務常任委員会では一応皆さんにお諮りしますけど、できればスーツを着るのであればネクタイはしませんかっちょうぐらいのことで提案させてもらおうかとは思っています。

○委員長（原田素代君） 一応、今日の前の段階で、委員会で御議論いただくことになってたんですけど、じゃあもう一回改めて。

ほかの委員はいかがですか。

○委員（光成良充君） 厚生文教常任委員会では、委員会ごとにばらばらになるっていうのはよろしくないということで、産業建設常任委員長と総務常任委員長と話をしてお話させてもらいますって言いましたが、すみません、話はできてません。

○委員長（原田素代君） いや、ここでいいですよ。

○委員（光成良充君） いいんですか。

ということなんで、安藤委員はそういう、ネクタイしたほうが良いと言われるんですけども、執行部のほうがネクタイをされないのであれば、そちらのほうにそろえたほうが良いのかなと私は思っております。

○委員長（原田素代君） 金谷委員、どうですか。

○委員（金谷文則君） 執行部がネクタイを締めてないときにはオリジナルのシャツを着たりして、赤磐市の職員であるということをちゃんとやってるので、委員会は正式じゃないと言われるりゃあ正式じゃないのかもしれませんが、やっぱりきちとしたほうが良いと思うんで、もしノーネクタイとかであるならば、議員たちもそれなりに着るものを用意してもらわないと、執行部だけが何かTシャツみたいなを着たりジャンパーみたいなを着たりしてるっていうのはあまりにも異様にしか私には映ってなくて、できたらみんなそういうので統一してしまえばネクタイも何も考えを持たなくて済むのかなとは思っております。

ネクタイについては、これは男の身だしなみだと私は考えているので、ワイシャツを着てる時には、する人はされりゃあいいし、しない人はしないでもいいという自由で僕はいいと思うんですが、今共通にして3つの常任委員会がしなきゃいけないということになると、さっきの新旧対照表にあるように、委員長云々という文言はこれも要らなくなんで、そこは変えないといけないと思います。

私はなくても何の問題もないとは思っておりますけど、やっぱり人に見られたときに、ネクタイを締めてきちっとしてるほうがふさわしいかなと、個人的には考えております。これはもう、皆さんが、議長がこうしようと言われたら、私はそれに合わせます。委員会のほうもそうしたいと思います。

○委員長（原田素代君）　なんか、金谷委員の意見は3つも4つもあったんですけど、最終的には……。

○委員（金谷文則君）　最終的には議長に合わせるけど、でも私は職員だけがジャンパーのようなものを着て行動しとるということにかなりの違和感をずっと持ってて、やっぱり議会の人間も赤磐市のために仕事をしてるわけで、一緒に仲間に入れていただきたいなと思っております。そしたら、ジャンパーを着てれば、Tシャツ着てればネクタイも何もする必要ないと思うし、かりゆしかな、沖縄県なんかはそういうような形で統一されててやってるんで、うちもそういうのがあったほうが。よその行政へ行ったときも、議員がちゃんとそういうものを着てるところもありましたし、あってもいいのかなというふうに思っております。

けど、議長がこうしようと言ったら、もうそれで産業建設常任委員会はそれに追随したいと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　私は、議場ではネクタイをすべきと思ってます。だから、予算常任委員会は議場であるのでネクタイをすべき。それ以外の常任委員会及び特別委員会はネクタイの必要はないというふうに考えてます。

なぜかという、夏してないわけですから、じゃあ夏してなくて冬してなかったら、じゃあ夏はだらしなくたって、決してだらしなくはないので、ちゃんとスーツ着とけばネクタイする必要はない。職員もしないのでそれに合わせるべきというふうに考えてます。

○委員長（原田素代君）　すごい意見が割れましたね。

大口副委員長、いかがですか。

○副委員長（大口浩志君）　私は決定に従います。

○委員長（原田素代君）　誰が決定するんですか。

一応、皆さんそれぞれ御意見が出ましたが、議長、お聞きになっていかがですか。

○議長（佐藤武文君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　佐藤議長。

○議長（佐藤武文君）　意見が二分しておるようでございますけど、我々議員はやはりきちっとした姿勢の中で議論を私はすべきであると。要するに、クールビズは特別な期間でありまして、ネクタイをクールビズのときにしなければならないということにはなっていないと思うんです。これはクールビズという、この期間でありますので、特別の期間であるということの中

で、そういうふうなことで国が定めておられる期間でもあります。そういうことが切れるわけでございますから、私はきちっと身なりを正して議論をすべきであるというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） いろいろ御意見が分かれたので困ります。

一応、議長がそういうふうに主張されて提案されているので、特段クールビズ期間以外についてですから、クールビズ期間以外のときのネクタイの着用をどうするか、議場とか議場外とかいろいろ条件はありましたけども、基本的にはネクタイの着用をどうするかということで判断をいただきたいと思います。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 本会議ではネクタイ着用という、今議長言われました。

その場合、職員の方はネクタイ着用しないんですか。

○委員長（原田素代君） 事務局、お願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 執行部は議会側の服装に合わせるということになっておりますんで、11月以降、もし議場がネクタイ着用であれば執行部もネクタイを着用いたします。

○委員長（原田素代君） クールビズ期間以外はね。

○議会事務局長（原田光治君） そうです。

各職域では通年ノーネクタイとしていきますけど、議場や委員会をどうするかっていうのを議論していただいていますけど……。

○委員長（原田素代君） ここで決まったら準じますということね。

○議会事務局長（原田光治君） それに執行部は合わせるということです。

以上です。

○委員長（原田素代君） どうですか、もうちょっと意見があれば。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） やっぱり格式を持って仕事を全うしなきゃいけないと思いますので、ちゃんとネクタイをして、委員会も含めて、それを努力目標で。どうしてもそれが何かのことでできない人はいらっしゃるかもしれませんが、基本はネクタイを締めて会議に臨もうということをお願いできたらありがたいなと私は考えております。

○委員長（原田素代君） 議場以外でも、各委員会などでも、例えば今日のような議会運営委員会やら、例えば広報部会とか広聴部会とかも会議は全部しますか。

○委員（金谷文則君） クールビズ期間以外はしたほうがいい。

○委員長（原田素代君） でも、現状ではそうじゃないですよ。

○議会事務局長（原田光治君） 現状はそうです。

○委員長（原田素代君） いやいや、広報広聴委員会のときにみんなスーツ着てネクタイして
ますか。そうじゃない人をたまに見受けますけど。

それじゃあ、もう一度確認します。

クールビズ以外の期間について、いわゆる議員として議会に登庁して、そこでの会議につい
ては全部ネクタイ着用のこと、女性はそれに準ずることということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 分かりました。そのように、申し合わせを変えてください。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 現状の申合せがそうなので、改正をしないということ。

○委員長（原田素代君） 逆にね。分かりました。

そしたら、現状どおりということで確認をしましたので、皆さん、今回の議会全員協議会で
それを周知徹底させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、執行部にはこれで退席していただきますが、委員から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 執行部のほうから御報告がありませんか。

○総務部長（戸川邦彦君） ありません。

○委員長（原田素代君） ということで、退席をお願いします。

どうもお世話になりました。またお願いします。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（原田素代君） それでは、引き続き議会改革検討委員会のほうから議会運営委員会
で協議するようにお話のあった2件について協議をいたします。

この件は8月の議会運営委員会で議題として出て、継続で協議することになっているもので
ございます。

1つは請願者の意見を聞くことについて、もう一つは一般質問の際の議場での参考資料の掲
示についてでございます。

まず、請願者の意見を聞くことについて議会事務局からの説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、タブレットに資料を入れておりますので御覧くだ
さい。

資料（請願、パネル）と題した資料になります。

それでは、請願者が希望する場合には委員会に出席して発言できるようにしてほしいという
内容です。

検討する事項としまして、当市議会では参考人制度を利用して請願者の説明や意見を聞いておりますが、参考人として招致するかどうかは委員会の判断に委ねられています。請願者の希望があればそれを優先するかどうか。

委員会に出席するパターンとして、以下の運用を現在しております。

①参考人として正式に招致する場合は委員会での議決が必要で、その場合は日当と費用弁償が支給され、会議録にも残る。②正式に招致しない場合は委員会での議決が不要で、その場合は日当、費用弁償は支給されず、休憩中の発言となり、会議録にも残らない。以上が現状の運用となっております。

ここで、案を示しておりますが、これを全て②の運用とし、請願者の希望があれば意見を聞く申合せをつくるというのが現在示している案になっております。

請願者を参考人と呼ぶためだけに委員会を開くのは煩雑という御意見もいただいております。また、参考人として出席した際に現在は費用弁償と日当が出ますが、令和8年度へ向けて費用弁償や旅費支給の関係条例の改正が見込まれておりまして、そうなりますと日当が出なくなる見込みでありまして、正式に参考人として招致する場合とそうでない場合で差が少なくなることになります。

申合せ事項の改正案としまして、中ほどになりますけれども、5、請願及び陳情、①請願、案①のオ)委員会付託された請願の審査について、請願者の希望がある場合は請願者（団体の場合は所属者含む）の意見を聞く機会を設けるものとする。なお、請願者の説明は5分以内とする。改正案②のほうは、原則としてという文言を入れたものになっております。

こちら、事務局案ですけども、見直しをするかどうか、その必要性も含めまして御協議をお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 今の提案を含めて、皆さんのほうから御議論をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） この件についてはいろいろな意見を議員の皆様方から私のほうにお声を寄せていただいております。その中で、請願の内容についてもいろいろな内容がありますので、全ての案件について請願者の方から意見を聞くというのはあまり好ましくないというような意見もお伺いをさせていただいております。そのようなことの中で、もう少し様子を見させていただいて、現状のままで対応していただくのが一番いいのではないかなというふうに判断をさせていただいておりますので、そのことについて議長という立場の中で、現状のままで移行していただきたいということを申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（原田素代君） そういう御発言です。せっかく事務局がここまで案をいろいろ出し

てますけど、どうでしょうか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 私も議長の言うとおりで、今までどおりでいいと思います。

例えば、今回総務常任委員会でジェノサイドの請願が上がってきたんですけど、同じような内容で文言を変えて何回も上がってくるという可能性もあるので、そういうこともありますから、今までどおりの運用でよろしいかと思います。

○委員長（原田素代君） ほかにいかがですか。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） 書かれとるように、呼ぶか呼ばないかでだけで委員会を開くのは、私も本当、これ煩雑とか書かれてますが、無駄だと思うんで、事務局の改正案②のほう、議長が言われたように、全てっちゃうのはいろんなケースがあるからあれですけど、議会基本条例でも請願者の意見を聞くっちゃうのが基本になってるんで、一応原則として聞く機会を設けるといふふうにしておけばいいんじゃないかなと。相手方がいろんな方がおられるから、これちょっとどうかなというときには委員会を開いてどうしようかと聞くのは必要かと思うんですけど、原則としてはこういった格好にしておけばいいんじゃないかな。多分、視察に行った西脇市とか、それから倉敷市のをを見せてもらいましたけど、こんな格好だったように思います。費用弁償も出さないよということだったと思うんで、改正案②のほうでいいんじゃないかなと思います。

○委員長（原田素代君） その他の皆さんからいかがですか。

ちょっと確認します。

現状のままっていうのは、この上のパターン①と②、両方を想定してるというふうに理解したらいいんですか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今までどおりという言い方は、今までも委員会ごとに請願者及び賛同者の意見を聞くかどうか、賛否を採った上でやってるので、今までどおりでいいと思います。

○委員長（原田素代君） このパターン①と②は関係なく、おっしゃるように委員会ごとの採決でお願いするかお断りするか決めましょうということが御提案されております。

その他、どうでしょうか。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） いつまでの期限かは定かではないんですけど、議長、副議長があえてそこまでおっしゃるんであれば少し様子を見させていただくということで、議論をもう少し先に延ばすということはいかがでしょう。

○委員長（原田素代君） それは、先ほどの御提案で当面は行きましょうということを含めて

ですか。今永徳委員から提案があった、現状のままでということで、当面。

○委員（金谷文則君） はい。

○委員長（原田素代君） その他の委員の方、いかがですか。せっかくですから発言してください。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 委員会を開いて参考人を呼ぶ、呼ばないって決めるというのは日程的に忙しいというところもあるんです。ただ、今のままで行くならばそれでも結構なんですけど、できればここにあるパターン②の運用が一番楽でいいのかなと思ってます。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（光成良充君） それができるんならば、それを運用するまでの期間は現状どおりで、これから先そのパターン②でできるならばそのほうが私たちはスムーズに進めることができるのかなと思ってますんで、その辺これから先検討していただいて、また示していただければと思います。

○委員長（原田素代君） ②というのは、上の②ですか、改正案の②ですか。

○委員（光成良充君） 上の②ですね。

○委員長（原田素代君） 上の②ですね。分かりました。

○委員（光成良充君） 委員会出席パターンとしてっていうところです。

○委員長（原田素代君） はい。

佐藤武委員、いかがですか。

○委員（佐藤 武君） 確かに、請願の内容によって、この請願は聞きます、これは聞きませんという仕分は非常に難しいという部分は残ると思いますので、安藤委員が言われとった部分は納得できないなと思いますけれども、今までのパターンで基本的には委員会を開いてやるということで私はいいかなと思っております。

それともう一つ確認ですが、令和8年度からは日当が出なくなるという見込みと書いておられますが、これはどういう理由ですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 国家公務員の旅費の関係の法律が改正されておまして、今全国の自治体で、それに伴って地方公務員のほうも旅費の支給条例等の改正に動いております。

赤磐市のほうも多分この12月で条例の改正案が出ると思うんですが、来年度、令和8年4月から改正後の旅費条例が適用される予定になっておまして、その旅費条例を準用する形で議会議員の日当ですとか宿泊費ですとか、そういうのを支給しておりますんでその基準も変わっ

ていくと。その改正内容としまして、今でいえば1日行ったら日当何ぼって出とったんですけども、その日当というのがなくなりまして、あと宿泊費のほうは逆に定額だったんですけども、東京都ですとか北海道ですとか、そのエリアによりまして、エリアごとに上限額が変わるような、そういうような改正が見込まれております。そのことを指しております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） ということは、条例改正があるんですね。

○議会事務局長（原田光治君） はい。

○委員（佐藤 武君） 分かりました。

○委員長（原田素代君） いかがでしょうか。議長の提案でしばらく現状で行ってみよう。またどこかで見直しをということですが。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） 議長がおっしゃられるのでそれでいいと思うんですけど、私も提案をさせてもらいましたが、議会基本条例の第5条で議会は請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、委員会審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めることとすると、努力義務として入ってるんですね。これ議会基本条例っちゅうのは、言ってみれば議会の憲法ですから、そこにこういう規定があるんで、一定期間今のままでということも結構ですけど、これを踏まえて次のあれを考えていただきたいと思います。

○委員長（原田素代君） そしたら、一応意見のほうもそれぞれ出ておりますので、一応、議長の御提案のとおり、現状のままで請願者の説明の扱いはさせていただくと。将来的には見直しましょうというところでよろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それじゃあ、総意をいただいたということで、それでお願いしたいと思います。

次ですが、一般質問の際の参考資料の掲示、これは御承知のように、議場の中で質問者が執行部と、あと議員や傍聴者にも見ていただくためのものを使わせていただきたいという御要望についての判断を今日ここでお願いできたらと思います。

いかがでしょうか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 今御覧いただいている資料の続き、下のほうになりますけども、一般質問の際に資料等をタブレットやモニターに表示できるようにしてほしいという内容となっております。

検討する事項としまして、資料等をタブレットに格納し、表示することは現状でも可能で

す。モニターに関しましては新たに設置する必要もありまして、費用がかかります。あと、現物のパネルを使用する場合は後ろの議員席や傍聴人に見えないということがありますので、配慮が必要となります。

これで示している案としましては、当面はタブレットに格納する運用で始めてみてはどうかというものです。なお、タブレットでの運用とした場合、傍聴人に対しましては当日の日程と併せて印刷した資料をお渡しするなどの対応が可能であると事務局のほうでは考えております。

具体的な申合せ事項の改正案としましてそこにお示ししておりますが、2、本会議、⑧一般質問、ス）としまして新たに加えるものになりますが、資料・写真等を使用する場合は、通告書と同時に提出し、議長の許可を得ること。発言の内容については、相手方の理解力を高めることを旨とし、口頭による説明の補助手段とすること。また、発言に当たっては資料・写真等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。なお資料・写真等はタブレットに格納するというものです。

以上、見直しをする必要があるかどうかも含めて御協議をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 具体的にタブレットの活用という提案を含めての御説明でございました。

皆さんの御意見をお願いいたします。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） この下に書いてあるとおりでよろしいかと思います。なぜかというのと、既に6月議会で保田議員が資料を提出して、やっぱり議場は口頭だけですけれども、なかなか口頭では説明つかないところもあるので、こういう方法があつてよろしいかと思います。

○委員長（原田素代君） ほかに。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 永徳委員のおっしゃられるとおりでいいかと思います。

○委員長（原田素代君） それでは、この案どおりでいいですか。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 積極的にやるべきだとは思いますが、本当に写真、それから資料はそれぞれの発言者が作成して撮った写真ということになるかなと思うんですが、議長の許可ということで議長の判断に委ねられるんだろうとは思いますが、本当にこれ、この分はいいけど、この分は駄目という、非常に判断が難しいかなという懸念があるのと同時に、私前にも申し上げました、永徳委員のほうから保田議員の例を挙げられたんですが、発言に際しまして、こことこことこことというような発言が非常に多かったかなというふうに思うんですよ。ですから、我々議場に在る人間、傍聴者も含めてある程度の理解はできるかなと思

うんですが、インターネット中継をしている状況の中で、視聴をされてる方はなかなかそのパネルといいますか、それを映すわけではないですので、非常に理解ができにくいという部分は生じてくるかなというふうに思いますので、そこら辺は発言する議員への周知、注意というか、それを十分しておかないと、それが続々と発生して、赤磐市議会何しとんでということにならないようにしてほしいなと思います。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 事務局に聞きたいんですけど、そういう資料をタブレットの中に入ってますと我々が見れます。インターネット上でアップすることは可能でしょうか。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） アップすることは可能です。

○委員（永徳省二君） そうすれば問題ない。

○委員長（原田素代君） それは同時にできるということですか。

○議会事務局長（原田光治君） 通告表のところに載せることは可能です。

○委員長（原田素代君） あらかじめね。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 皆さんが納得するような資料、写真であればいいんですけど、政策的な部分での資料であるとかそういう、これおかしいんじゃないかというようなことで、インターネットでお知らせする、情報提供できるということなんですけれども、ネットで情報提供することは、より一層気をつけなければならないということになるので、その責任といいますか、問題が発生したときに対応が可能なような体制を取っておかないと駄目ですよということを申し上げておきます。

○委員長（原田素代君） ほかの方からはいかがですか。この掲示物については。

今の佐藤武委員の心配は、議長の了解を得てという一言があるので、そういったものが独り歩きして問題になるようなものかどうかは議長の裁量と議長の責任でお願いしようと思いますので。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） まあ、議長の責任に全てかかってくるということであれば、そのときに議長が判断することですから、それは結構ですよ。

○委員長（原田素代君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤武文君） 分かりました。

○委員長（原田素代君） お願いします。

何かありますか、事務局のほうで。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 他市の事例で、例えばその資料について議会運営委員会で審査しているところもあるようです。

○委員長（原田素代君） なるほど。

○議会事務局長（原田光治君） そういう内容を申合せ事項に書いているところもあります。

○委員長（原田素代君） そうすると、一般質問をチェックするってことになりませんか。

○副委員長（大口浩志君） 一般質問ではなくて資料をチェックする。

○委員長（原田素代君） いや、それはもちろん。だから、一般質問の中の資料ですから。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） あのね、議会だよりの写真掲載、発言に関連する写真でも、部会長がおられるんだけど、いろんな、これおかしいんじゃないかという指摘は今まであったと思うんですよ。こういう事態が一般質問でも発生する懸念があるから十分注意が必要ですよということとで、やはり議論はしておかないと駄目だと思いますよ。

○委員長（原田素代君） やってでもいいよっていう意見はあるんですけど、その際のチェック機能をどうするかっていうところで今議論になっているので、どうでしょうか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 議長の判断に委ねればそれでいいと僕は思ってます。ただし、今後もし議長の判断で何らかの問題が起きた場合には、事前の議会全員協議会で諮るとかというほうにまた方向を変換すればいいかなと思います。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） ありがとうございます。

私も、提案者と執行部と私との判断の中で、どうしてもこれは判断できないという場合には議会運営委員会へかけるとか、議会全員協議会に報告するというのは最後の判断になりますけど、議会運営委員会のほうに御相談をかけて最終的な判断をさせていただきたいと。できるだけそういうような、私が悩むような提案をしていただかないことをお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（原田素代君） そういうことでございますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それじゃあ、こちらの提案に沿って進めていただいて、あとは議長の裁量でこっちへ戻ってくるかもしれないけれど、そこは判断していただくということにさせていただきます。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） これはいつから適用するっていうのは決まってるんでしょうか。

○委員長（原田素代君） 事務局のほうで案がありますか。

原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 12月議会から。

○委員長（原田素代君） 今日ここで決定して12月議会からということですが。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） その場合、この資料とか写真を使用する場合、それを同時に提出していることになってるんですけども、それは議長が判断されて、その後判断が難しかった場合は議会運営委員会に諮るっていう流れでいくっていう理解でよろしいですか。

○委員長（原田素代君） タイムスケジュール的にそれが可能なのかなっていうのが気になるんですけど、事務局からお願いします。

原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 可能です。

○委員長（原田素代君） 1週間あるから。ということですので、じゃあ12月議会から。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 申し遅れたんだけど、そのパネルとかのサイズとかは決めておかなくても大丈夫なんですか。

○委員長（原田素代君） ここはタブレットだけで取り扱ってるんで。

○委員（佐藤 武君） タブレットに格納するだけ。分かりました。

○委員長（原田素代君） だから、おっしゃりたい方は写真を御覧くださいと言って説明をしていただくようになると思います。

皆さん、それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それじゃあ、参考資料の取扱いは以上のようにお願いしておきます。

その他で何かありますでしょうか。

金谷委員。

○委員（金谷文則君） 昨今、SNSというか、ウェブ上で議会の中のこと、それから議会の個人的なこと、そういうものがどうもあちこち出ていると。赤磐市の場合、特に個人的に出るのがどうもあるようです。そこら辺も、今日の今日ということもないんですけども、やっぱり適正にできるような運用の仕方については、少し何か決め事を今後設けていく必要があるのかなと。周りの人からも言われておりますので、また今後検討を議会運営委員会のほうでして

いただいて議会全員協議会というようなことになろうかと思いますが、ぜひそういう考えをお持ちいただきたいなと思います。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございます。

他の方から、もし類似の御意見などございましたら、この場でどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　それについては、正副議長と委員長のほうでここの取扱いを考えていただくようにしたいと思います。議長、それでいいですか。

○議長（佐藤武文君）　はい。

○委員長（原田素代君）　それじゃあ、今の案件はそうように取り扱わせていただきます。

ほかにはないようでしたら、以上をもちまして議会運営委員会を閉会したいと思います。

午後2時17分　閉会